○農林水産省令第十三号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第八号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

別紙様式第六号㈠第十付表1記載上の注意11及び別紙様式第七号㈠第九付表1記載上の注意11中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号㈠第九付表1及び別紙様式第七号㈠第八付表1中

「19　株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付

を

19　株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付
支援日本機構

に改める。

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

○農林水産省令第十四号

農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第六十六号）の施行に伴い、及び農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）第三条第五号の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七号中「第一条第七号又は第八号」を「第一条第六号、第八号又は第九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三十一号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十二条第二項の規定に基づき、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画を認定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　沖縄特例通訳案内士育成等事業計画を認定した日　平成二十五年三月十四日

二　沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の期間　平成二十五年度から平成三十三年度まで

三　沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の概要

イ　円滑に外国人観光客を案内できる人材を育成するための研修の実施

ロ　通訳案内の能力、通訳案内に必要とされる知識等に係る審査の実施

ハ　沖縄特例通訳案内士等の活用に関する取組の実施

○内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省告示第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、及び株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社企業再生支援機構支援基準（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準

前文を次のように改める。

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者であって、債権放棄等の金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対する再生支援等を通じた事業再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の業務を執行する株式会社の経営管理等を通じた地域経済の活性化に資する支援を行うものである。

「過大な債務を負っている」については、収益力に比して過剰な債務を負っているため、債権放棄等の金融支援による事業再生が求められている状態をいう。

機構が再生支援決定並びに買取決定、特定信託引受決定、特定出資決定、特定専門家派遣決定及び特定経営管理決定を行うに当たっては、地域の事業者の公正かつ自由な競争を阻害することがないようにするため、次に定める基準に厳に従って中立かつ公正な立場からこれを行うものとする。また、機構が再生支援決定又は特定信託引受決定を行うに当たっては、再生支援又は特定信託引受けの申込みをした事業者（以下「申込事業者」という。）の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

なお、機構は、業務の実施に当たっては、地域において事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者との業務上の提携その他の当該者が行う支援の能力の向上に資する方法を採用するよう努めるものとする。

Ⅰ中「支援決定基準」を「再生支援決定基準」に、「1．から3．までのすべてを満たす場合でなければ、支援決定」を「1．から3．までの全てを満たし、事業再生計画の実施を通じた事業の再生が見込まれるものでない限り、再生支援決定」に改め、Ⅰ1中「すべて」を「全て」に改め、Ⅰ1(1)(注)中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改め、Ⅰ1(3)中「支援決定」を「再生支援決定」に、「3年以内に、次」を「5年以内に、次」に改め、「財務健全化基準を満たすこと」の下に「。ただし、事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を勘案し、こ